
平成25年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成25年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	平成25年度箕面市特別会計競艇事業費予算	
第3号議案	平成25年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第4号議案	平成25年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	平成25年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	平成25年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第7号議案	平成25年度箕面市病院事業会計予算	
第8号議案	平成25年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第9号議案	平成25年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	平成25年度箕面市公共下水道事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
報告第2号	専決処分の承認を求める件（平成24年度箕面市一般会計補正予算（第9号））	5
第11号議案	高額療養費支払資金の貸付金に係る債権放棄の件	21
第12号議案	箕面市災害時における特別対応に関する条例改正の件	23

別冊

第 1 3 号議案	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例改正の件	25
第 1 4 号議案	箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議 委員会設置条例制定の件	27
第 1 5 号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件	31
第 1 6 号議案	箕面市高額療養費貸付基金条例廃止の件	35
第 1 7 号議案	箕面市障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制 定の件	37
第 1 8 号議案	箕面市病院看護師等修学資金貸与条例改正の件	39
第 1 9 号議案	箕面市特別会計条例改正の件	41
第 2 0 号議案	箕面市土地開発基金条例改正の件	43
第 2 1 号議案	箕面市道路占用料条例改正の件	45
第 2 2 号議案	箕面市牧落住宅団地施設整備基金条例廃止の件	47
第 2 3 号議案	北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する条 例廃止の件	49
第 2 4 号議案	平成 2 4 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）	51

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月21日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年12月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年8月18日 午後3時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市下止々呂美935番1地先路上
- (3) 相手方 高槻市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道箕面五月山線を北進していたところ、車線中央付近の舗装路面に付着したコンクリート片に相手方の車両が接触し、同車両のフロントバンパー並びに右前輪タイヤ及びホイールを破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、274,502円とし、市は、相手方に137,251円を支払う。

(6) 和解年月日 平成24年12月21日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年12月25日専決）

(1) 事故発生日時 平成24年8月5日 午前8時55分頃

(2) 事故発生場所 吹田市山田丘2番1号国立大学法人大阪大学吹田キャンパス敷地内通路

(3) 相手方 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 本市の公用車（消防署警防第二課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、段差舗装された通路を減速して通過したところ、車両が振動し、後部座席に座っていた患者の付添人である相手方が右肋骨部分に痛みを生じたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、207,676円とし、市は、相手方に既に治療費として支払った142,276円を除く65,400円を支払う。

(6) 和解年月日 平成24年12月25日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成24年12月27日専決）

(1) 事故発生日時 平成24年10月2日 午前11時頃

(2) 事故発生場所 箕面市白島195番地先路上

- (3) 相手方 和歌山県田辺市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、駐車していた相手方の車両を避けてごみの集積場所に向かうため方向転換し後退したところ、相手方の車両の上部キャリアに積んでいたパイプに接触し、同車両の上部キャリアを破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、109,200円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成24年12月28日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成25年1月31日専決）

- (1) 事故発生日時 平成24年1月13日 午後5時50分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜井一丁目176番1地先路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が自転車で走行していたところ、道路中心側に向かって曲がっていた街路樹に接触して転倒し、右鎖骨骨折及び顔面擦過傷を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、860,263円とし、市は、相手方に

430,132円を支払う。

(6) 和解年月日 平成25年1月31日

報告第2号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成25年1月7日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

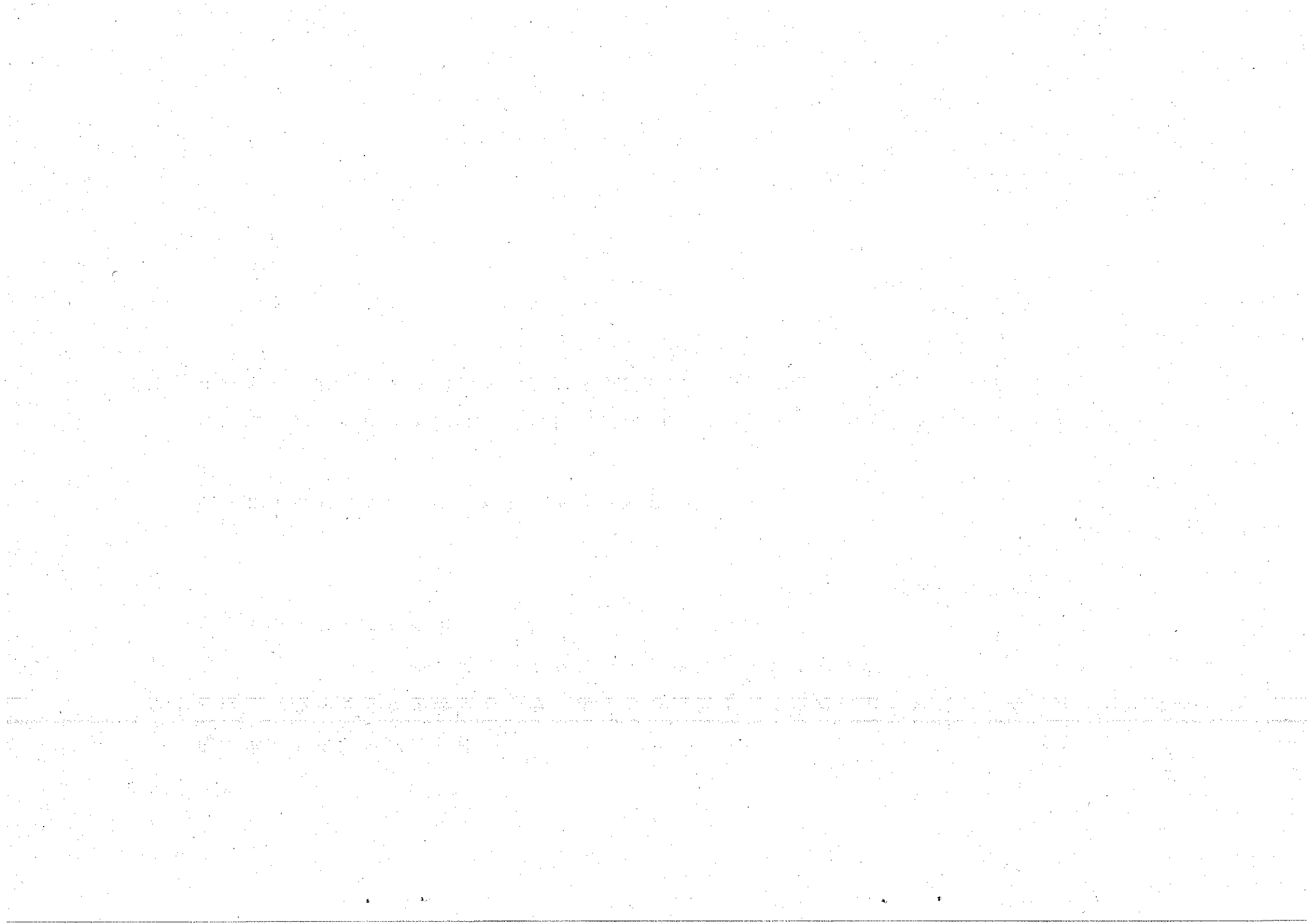
平成25年2月21日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成24年度箕面市一般会計補正予算（第9号）（別紙）

（理由）

LED防犯灯設置改修費補助金の交付申請の増加に伴い、平成24年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。



平成24年度箕面市一般会計補正予算(第9号)

平成24年度箕面市一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,191千円を追加し、歳入歳出それぞれ40,829,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年1月7日専決

箕面市長 倉田哲郎

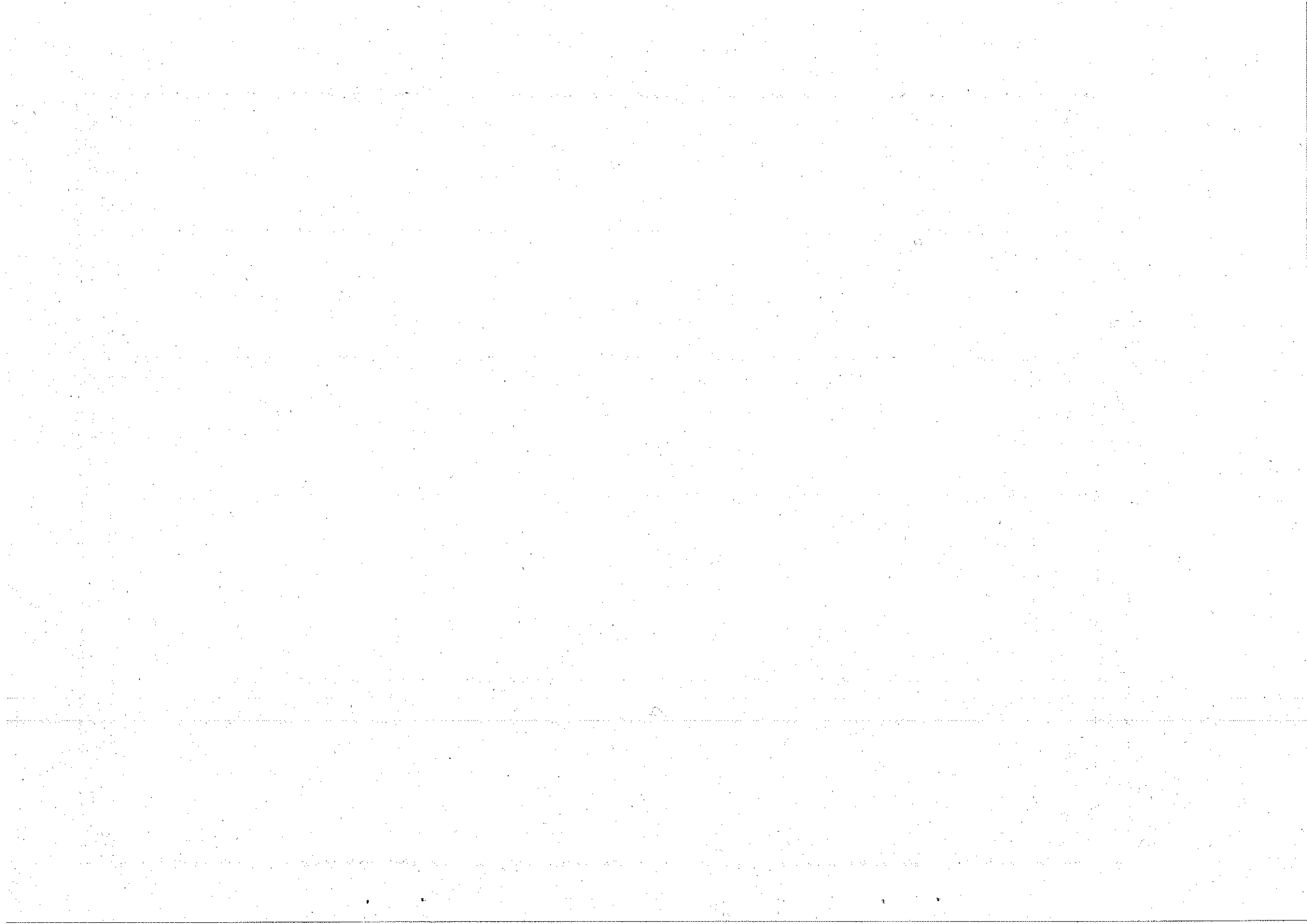
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款 目	項 目	補正前の額		補 正 額		計
		千円		千円		
19 繰 越 金	1 繰 越 金	44,690		6,191		50,881
			44,690		6,191	50,881
歳 入 合 計		40,823,611		6,191		40,829,802

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費	1 総務管理費	5,781,004	6,191	5,787,195
		4,987,399	6,191	4,993,590
歳出合計		40,823,611	6,191	40,829,802



平成 24 年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 9 号) 説明書

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1950

1951

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地方譲与税	228,000	0	228,000
3 利子割交付金	113,000	0	113,000
4 配当割交付金	67,000	0	67,000
5 株式等譲渡所得割交付金	22,000	0	22,000
6 地方消費税交付金	1,103,000	0	1,103,000
7 エルヲ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	78,000	0	78,000
9 地方特例交付金	120,720	0	120,720
10 地方交付税	1,205,597	0	1,205,597
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分担金及び負担金	593,470	0	593,470
13 使用料及び手数料	615,419	0	615,419
14 国庫支出金	5,609,892	0	5,609,892
15 府支出金	3,136,916	0	3,136,916
16 財産収入	522,539	0	522,539
17 寄附金	11,350	0	11,350
18 繰入金	898,981	0	898,981
19 繰越金	44,690	6,191	50,881
20 諸収入	1,160,757	0	1,160,757
21 市債	3,318,280	0	3,318,280
歳入合計	40,823,611	6,191	40,829,802

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会会費	千円 447,618	千円 0	千円 447,618
2 総務費	5,781,004	6,191	5,787,195
3 民生費	16,560,983	0	16,560,983
4 衛生費	3,870,280	0	3,870,280
5 労働費	118,987	0	118,987
6 農林水産業費	125,383	0	125,383
7 商工費	231,080	0	231,080
8 土木費	3,457,390	0	3,457,390
9 消防費	1,169,389	0	1,169,389
10 教育費	5,147,966	0	5,147,966
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,798,318	0	3,798,318
13 諸支出金	45,213	0	45,213
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	40,823,611	6,191	40,829,802

2 歳 入

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

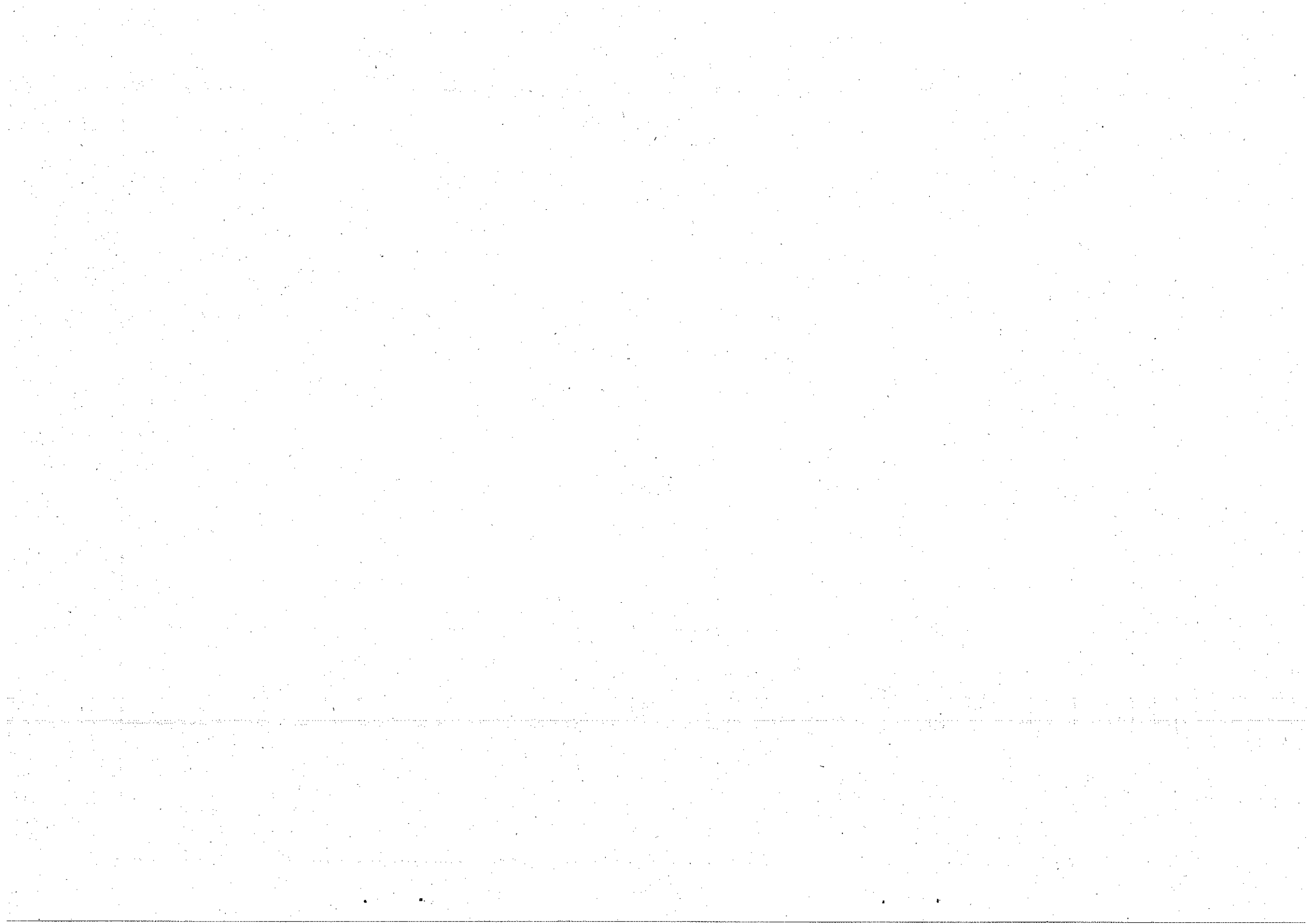
科 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	千円 44,690	千円 6,191	千円 50,881
1 繰越金	44,690	6,191	50,881
1 前年度繰越金	44,690	6,191	50,881

節		明	
区分	金額 千円	説明	千円
1 前年度繰越金	6,191	1 前年度繰越金 補正後 50,881,000円—補正前 44,690,000円	6,191

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

節		説明	明
区分	金額		千円
19 負担金補助 及び交付金	6,191	52 自治振興補助事業(臨時)【文化・市民活動促進課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 コミュニティ振興費補助金	6,191 6,191 6,191

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費



第 1 1 号議案

高額療養費支払資金の貸付金に係る債権放棄の件

高額療養費支払資金（箕面市高額療養費貸付基金条例（昭和 5 2 年箕面市条例第 5 号）第 1 条に規定する高額療養費の支払資金をいう。以下同じ。）の貸付金の未精算額に係る請求権を次のとおり放棄する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 債権の内容

平成 1 0 年 8 月から平成 1 5 年 7 月までの間に貸し付けた次の高額療養費支払資金の貸付金の未精算額に係る請求権

相手方	未精算額	貸付年月日
A	9 7 , 3 0 9 円	平成 1 0 年 8 月 1 3 日
B	1 7 8 , 6 7 8 円	平成 1 4 年 8 月 1 日
C	2 7 , 5 7 2 円	平成 1 4 年 1 2 月 6 日
D	2 7 , 4 9 4 円	平成 1 5 年 1 月 2 4 日

E	13,576円	平成15年3月24日
	12,994円	平成15年4月16日
F	2,384円	平成15年7月25日

(提案理由)

高額療養費支払資金の貸付金に係る6名分の債権を放棄するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により提案するものである。

第十二号議案

箕面市災害時における特別対応に関する条例改正の件

箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部を改正する条例

箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成二十四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の二号を加える。

六 妊娠届出書（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十五条の規定による届出をいう。）を市長に提出してから一年以内の者

七 二歳未満の乳幼児の属する世帯の世帯主

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害時に迅速な安否確認を必要とする者として名簿に登載する者に、妊婦及び乳幼児の属する世帯の世帯主を追加するため、本条例を改正するものである。

第十三号議案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例改正の件

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十八年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「並びに法第四十九条」を「及び法第四十九条第一項」に改める。

第三条中「当該職員が法第二十九条第一項各号の一」を「当該職員が法第二十九条第一項各号のいずれか」に、「その責任」を「その責任」に、「及び」を「、及び」に改める。

第四条中「一日以上六月以下」を「一日以上一年以下」に改める。

第五条第一項中「一日以上六月以下」を「一日以上一年以下」に改め、同条第二項中「その職」を「、その職」に、「職務」を「、職務」に改め、同条第三項中「停職の」を「、停職の」に、「いかなる」を「、いかなる」に改める。

第七条中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第八条中「市規則」を「、市規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に減給又は停職の処分を受けている職員の減給又は停職の期間については、改正後の第四条又は第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生した事由について、施行日以後に減給又は停職の処分を行う場合の減給又は停職の期間については、改正後の第四条又は第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日前に発生した事由及び施行日以後に発生した事由について、一の減給又は停職の処分を行う場合の減給又は停職の期間については、改正後の第四条又は第五条第一項の規定を適用する。

(提案理由)

職員に対する懲戒処分のうち減給及び停職の処分の効果として定められている期間の上限を改めるため、本条例を改正するものである。

第十四号議案

箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に
基づく審議委員会設置条例制定の件

箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議
委員会設置条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に
基づく審議委員会設置条例

(設置)

第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年
法律第五十一号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、
箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議
委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処
理する。

(組織)

第三条 審議委員会は、委員三人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、
市長が任命する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第六条 審議委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における審議委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

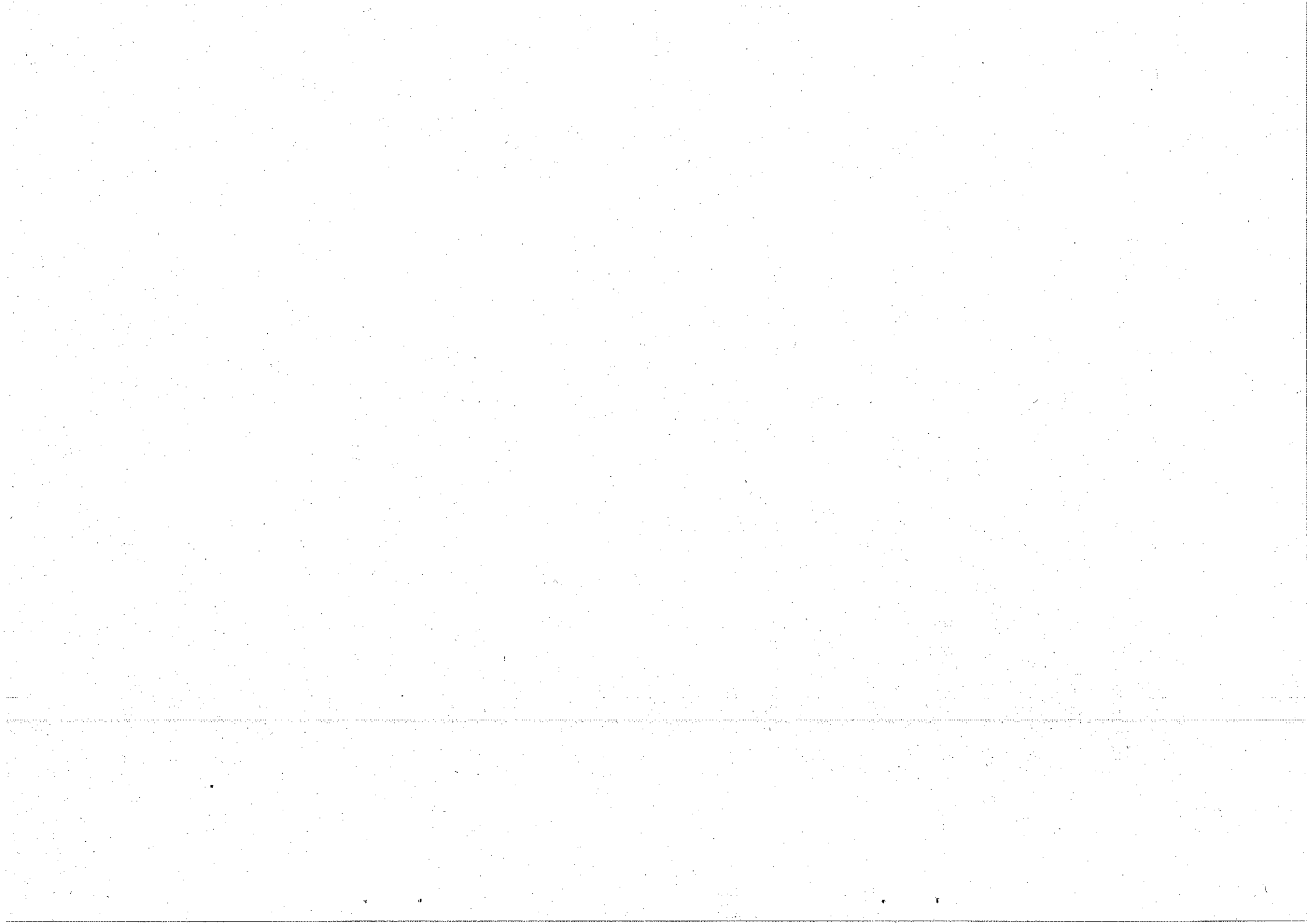
第六条第二項中「五十八の項」を「五十九の項」に、「五十九の項」を「六十の項」に改める。

別表中五十九の項を六十の項とし、二十五の項から五十八の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五	
箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき審議委員会	箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき審議委員会
委員	委員長
日額	
七、四〇〇円	八、三〇〇円

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第四十七条第一項に規定する合議制の機関を設置するため、本条例を制定するものである。



第十五号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第二号イ中「^{せん}せてい」を「^{せん}定」に改める。

第二十一条の表し尿（一月以上継続して処理する場合に限る。）の項中「月二回」を「月一回又は二回」に改め、同表その他の家庭廃棄物の項中「つど」を「都度、」に改める。

第二十七条第二項中「つど」を「都度、」に改める。

第二十八条の二第二項第二号に次のように加える。

ハイ及び口に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める者

第三十五条中「を取消し」を「を取り消し」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（技術管理者の資格）

第三十七条の二 廃棄物処理法第二十一条第三項の規定により条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次のとおりとする。

一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務（以下本条において単に「実務」という。）に従事した経験を有するもの

三 二年以上廃棄物処理法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上実務に従事した経験を有する者

五 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上実務に従事した経験を有する者

六 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上実務に従事した経験を有する者

七 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上実務に従事した経験を有する者

八 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上実務に従事した経験を有する者

- 九 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上実務に従事した経験を有する者
- 十 十年以上実務に従事した経験を有する者
- 十一 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

別表第一し尿の部を次のように改める。

し尿	一月以上継続して処理するもの	定額制によるもの(市長が認定する人員)	世帯員一人につき月額	六六二円
		従量制によるもの(市長が人員により手数料を算定しがたいと認めるもの)	一キロリットルまでごとに	一三、〇〇〇円
	臨時に処理するもの	一キロリットルまでごとに		二六、〇〇〇円

別表第一浄化槽汚泥の部中「二〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表備考中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 水洗便所(污水管が下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二條第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)を設けている世帯において、し尿の処理に係る手数料を定額制により徴収する場合の当該手数料の額は、世帯員数にかかわらず、月額六百六十二円とする。

別表第三中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

3 第二十八条の二第一項及び第二十八条の三第一項の規定により燃えるごみ専用袋の無料配布を受けているとき。ただし、当該無料配布の対象となる世帯員のし尿の処理に係る手数料を定額制により徴収する場合に限る。	十割
------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の表、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(提案理由)

し尿の処理に係る手数料の額を改定し、福祉的配慮による燃えるごみ専用袋の無料配布の対象者を拡大し、及び市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市高額療養費貸付基金条例廃止の件

箕面市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

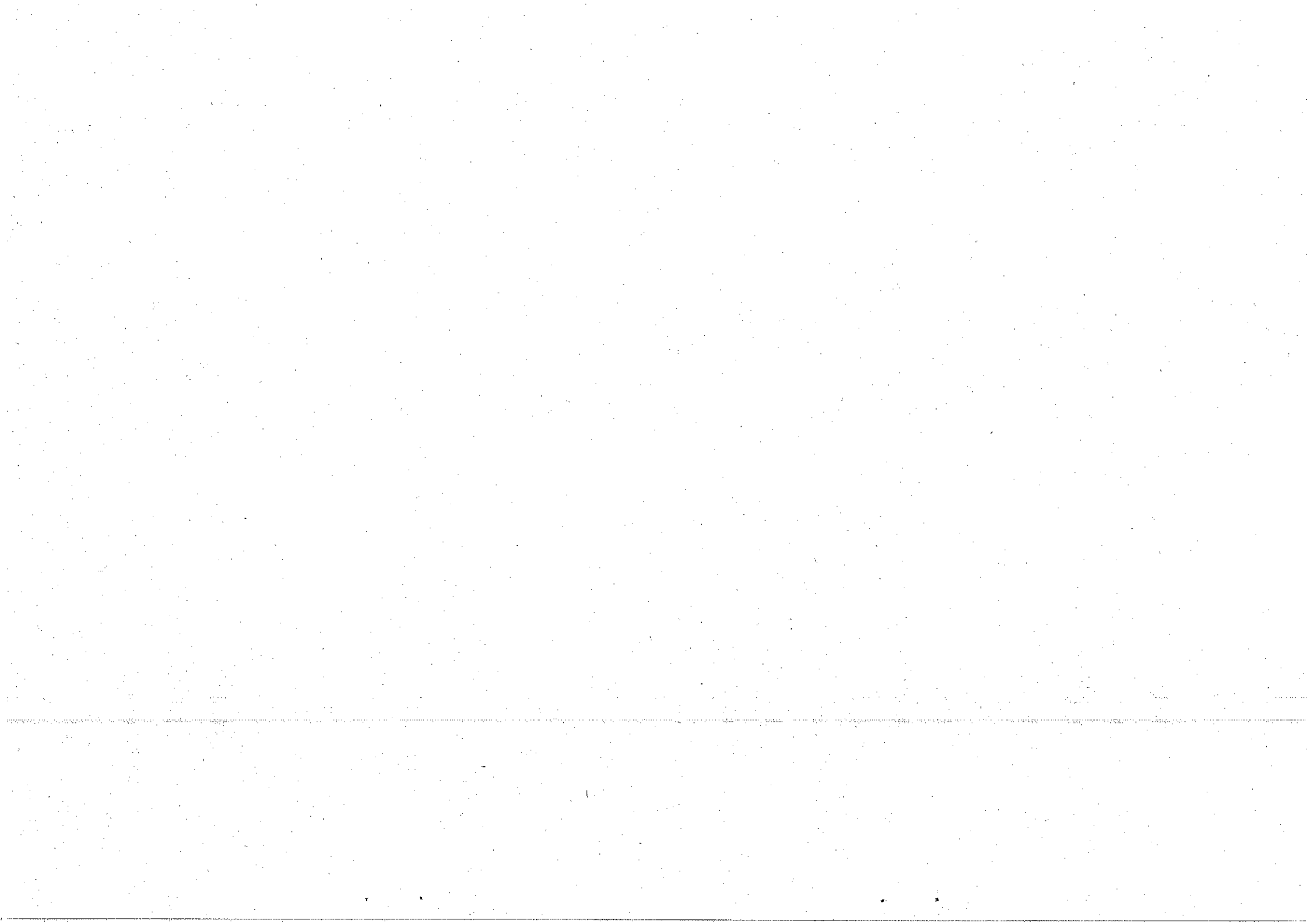
箕面市高額療養費貸付基金条例（昭和五十二年箕面市条例第五号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（提案理由）

高額療養費の支払資金の貸付けに関する事務を廃止するため、本条例を
廃止するものである。



第十七号議案

箕面市障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

箕面市障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成三十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(箕面市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 箕面市消防団員等公務災害補償条例(昭和四十一年箕面市条例第二十六号)第九条の二第二項第二号

二 箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年箕面市条例第五号)第十条の二第二号

三 箕面市ホームヘルプサービス手数料条例(昭和五十八年箕面市条例第二十三号)第一条

四 箕面市立ケアセンター条例(平成十五年箕面市条例第四十九号)第二条第二号

五 箕面市立障害者福祉センター条例(平成十五年箕面市条例第五十号)第二条第一号

六 箕面市障害者介護給付費等支給判定審査会の委員の定数等を定める条例(平成十八年箕面市条例第十三号)第一条

七 箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）第二条第一号

（箕面市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

第二条 箕面市老人医療費の助成に関する条例（昭和四十六年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

（箕面市国民健康保険条例の一部改正）

第三条 箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第一号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改め、同条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を制定するものである。

第十八号議案

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例改正の件

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例（平成二十三年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

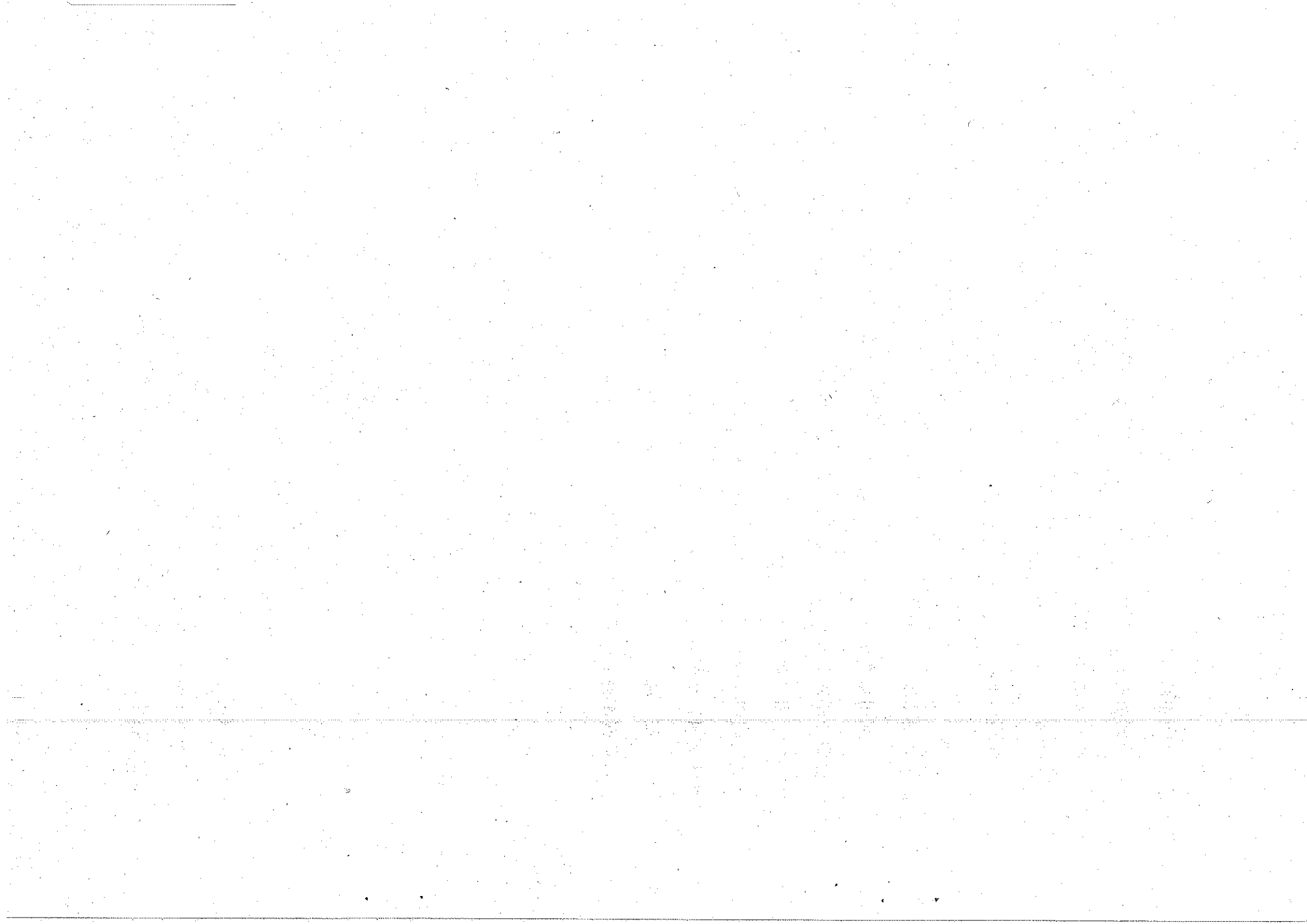
第二条第一項第二号中「社団法人日本看護協会」を「公益社団法人日本看護協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

日本看護協会が社団法人から公益社団法人へ移行したことに伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第十九号議案

箕面市特別会計条例改正の件

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例

箕面市特別会計条例（昭和三十九年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

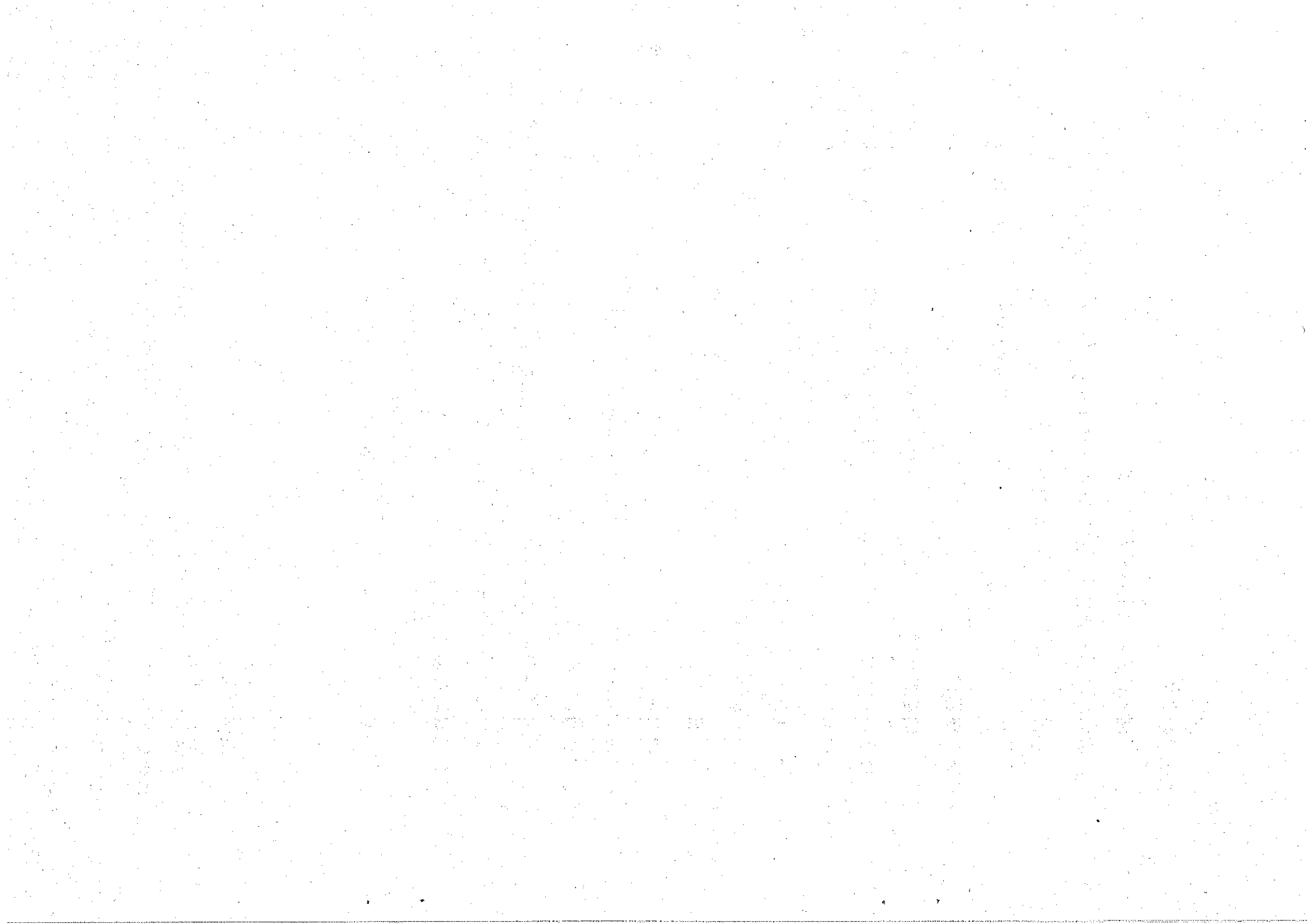
1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十四年度の特別会計牧落住宅団地事業費に係る収入及び支出については、この条例の施行の日から平成二十五年五月三十一日までの間、なお従前の例による。

（提案理由）

特別会計牧落住宅団地事業費を廃止するため、本条例を改正するものである。



第二十号議案

箕面市土地開発基金条例改正の件

箕面市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市土地開発基金条例の一部を改正する条例

箕面市土地開発基金条例（昭和四十四年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十五億円」を「十五億円」に改め、同条第二項中「必要」を「市長は、必要」に、「をする」を「、又は前項の額を超えた額の範囲内でこれを取り崩す」に改め、同条第三項を削る。

第六条中「編入する」を「編入し、積み立てる」に改める。

附 則

（施行期日）

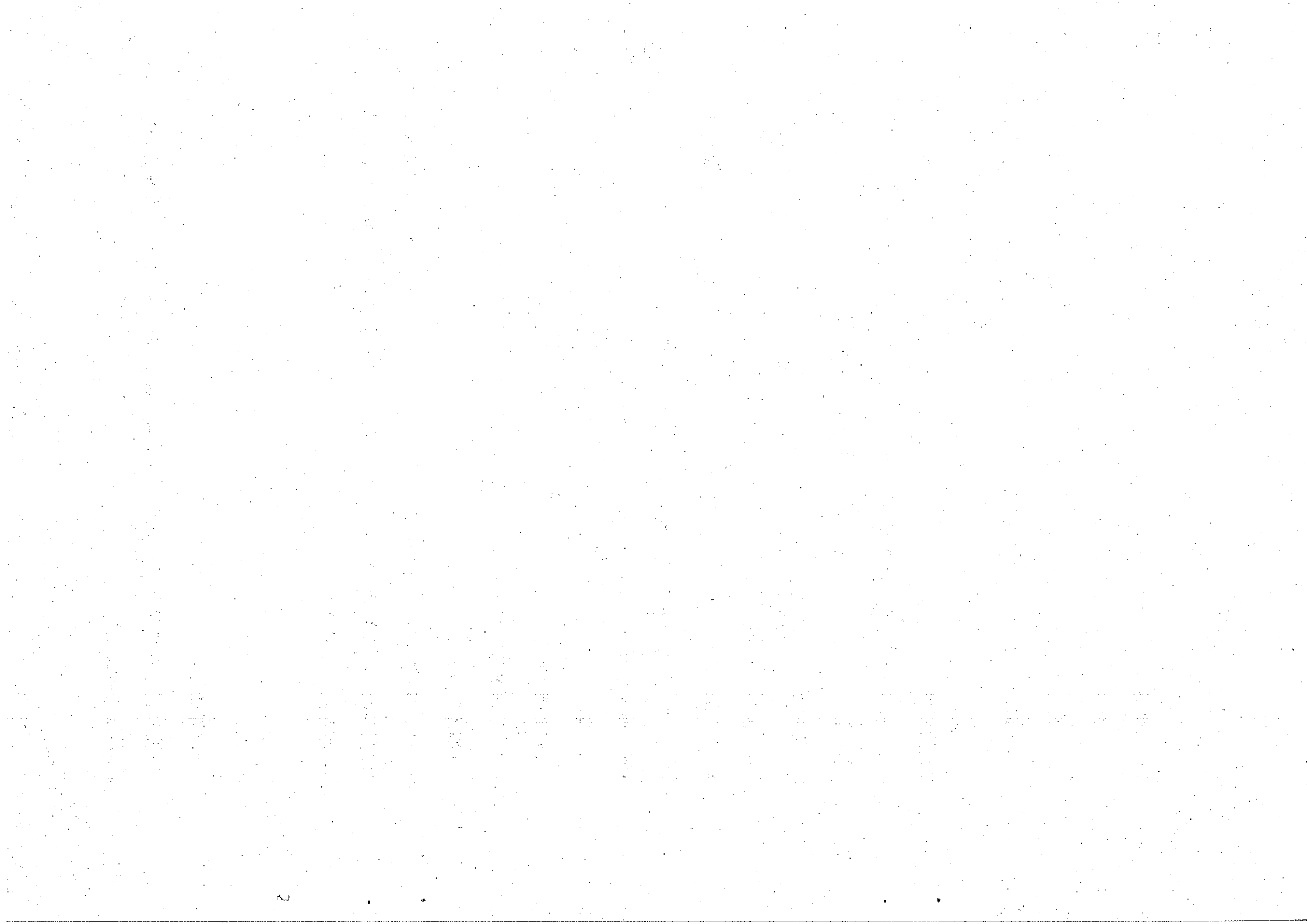
1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する基金のうち、第二条第一項に定める基金の額を上回る額については、同条第二項の規定により積み立てた額とみなす。

（提案理由）

事業目的の薄れた土地を処分し、基金の額を減額するため、本条例を改正するものである。



第二十一号議案

箕面市道路占用料条例改正の件

箕面市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市道路占用料条例の一部を改正する条例

箕面市道路占用料条例（昭和六十年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「還付しない」を「還付しない」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「還付する」を「還付する」に改め、同条第三号中「による」を「により」に、「減額」を「減額し」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

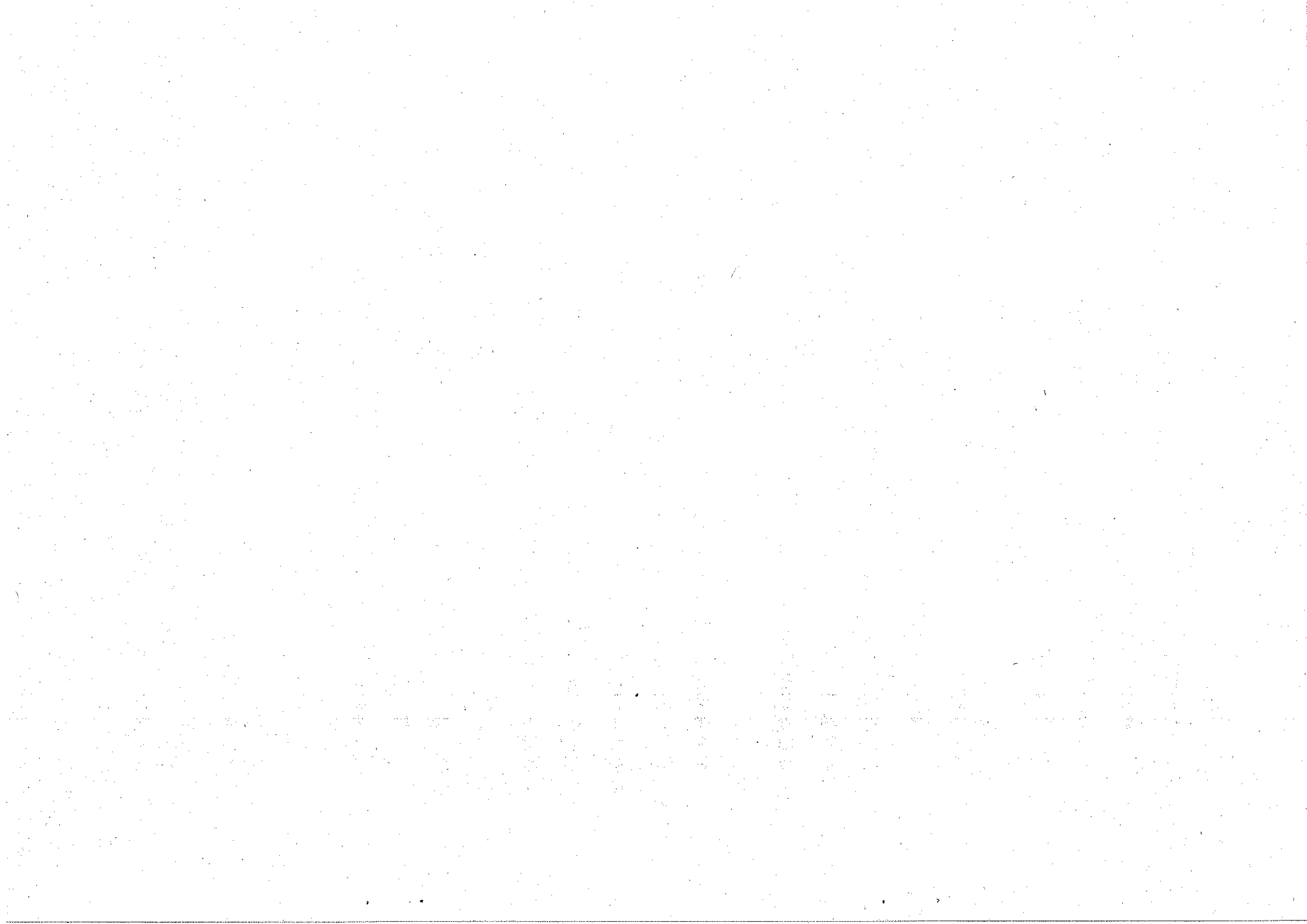
別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「回条第3号」を「回条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「回条第5号」を「回条第7号」に、「第7条第6号」を「第7条第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（提案理由）

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第二十二号議案

箕面市牧落住宅団地施設整備基金条例廃止の件

箕面市牧落住宅団地施設整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市牧落住宅団地施設整備基金条例を廃止する条例

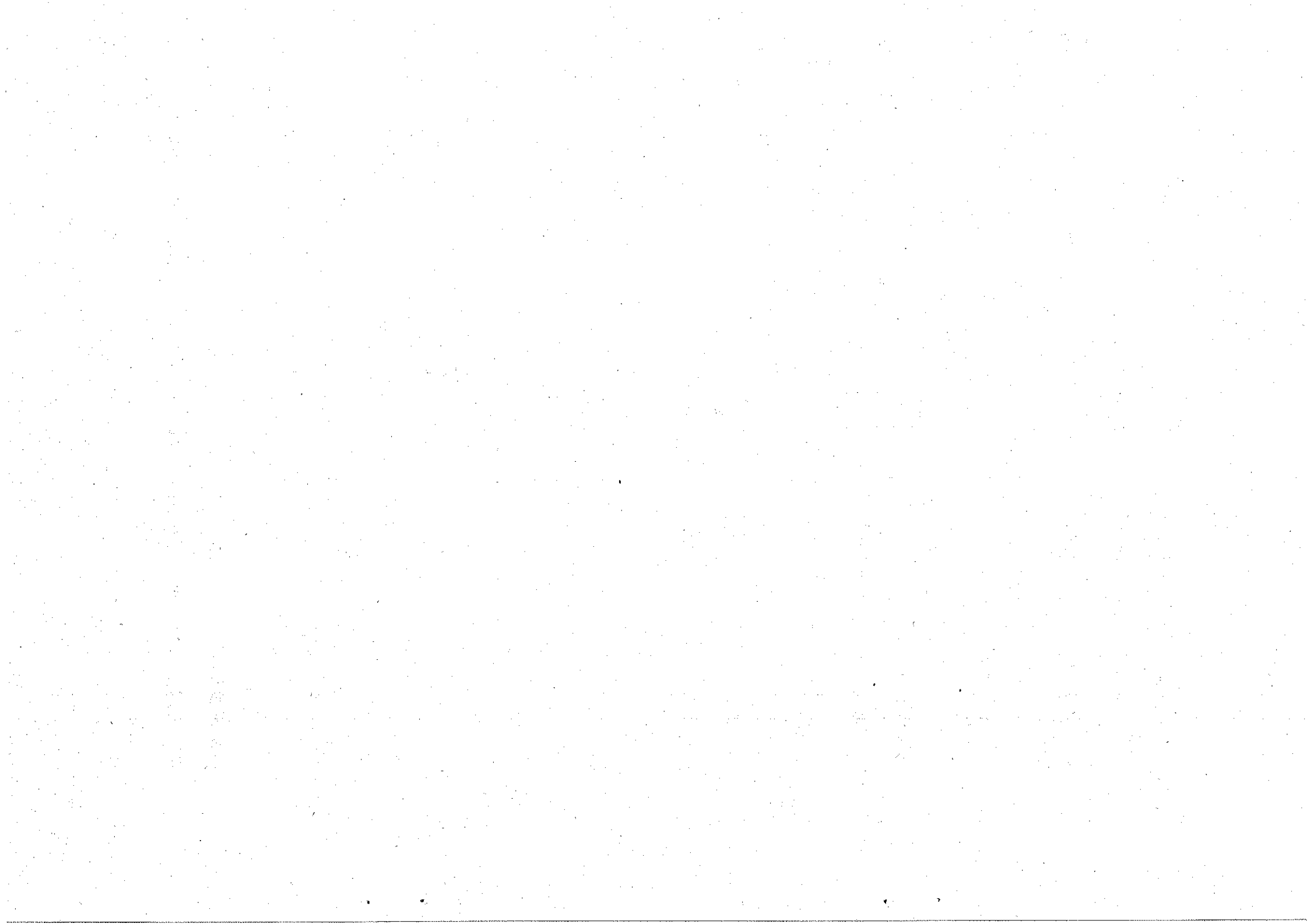
箕面市牧落住宅団地施設整備基金条例(昭和五十二年箕面市条例第十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月二日から施行する。

(提案理由)

箕面市牧落住宅団地施設整備基金を廃止するため、本条例を廃止するものである。



第二十三号議案

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行
に関する条例廃止の件

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行
に関する条例を廃止する条例

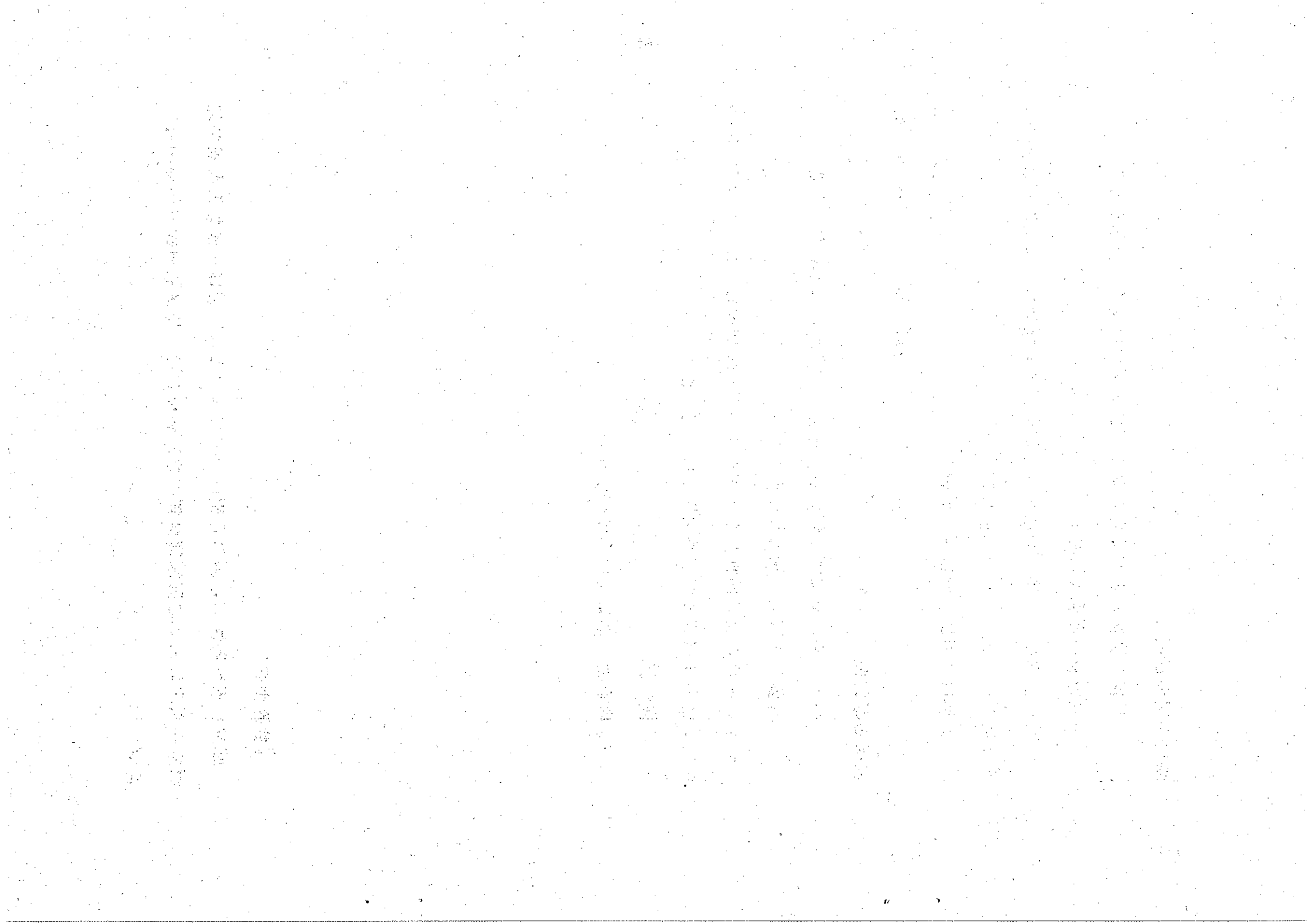
北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業の施行に関する条例（平成七年箕面市条例第三十一号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

換地に係る清算金の徴収が完了したことに伴い、北部大阪都市計画事業萱野中央特定土地区画整理事業を終了するため、本条例を廃止するものである。



第24号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算(第10号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483,081千円を追加し、歳入歳出それぞれ42,312,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年2月21日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金	4 国庫交付金	5,609,892	727,900	6,337,792
		908,178	727,900	1,636,078
		50,881	94,081	144,962
19 繰越金	1 繰越金	50,881	94,081	144,962
		3,318,280	661,100	3,979,380
21 市債	1 市債	3,318,280	661,100	3,979,380
歳入合計		40,829,802	1,483,081	42,312,883

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
8 土 木 費		3,457,390	1,483,081	4,940,471
	4 都 市 計 画 費	952,506	1,483,081	2,435,587
歳 出 合 計		40,829,802	1,483,081	42,312,883

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都 市 計 画 費		千円	北大阪急行線延伸整備事業 (緊 急 経 済 対 策)	千円 775, 680
				都計道路萱野東西線道路改良事業 (東 部 地 区) (緊 急 経 済 対 策)	707, 401

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
都計道路萱野東西線道路改良事業 (東部地区)			平成24年度から平成26年度	376,493 千円

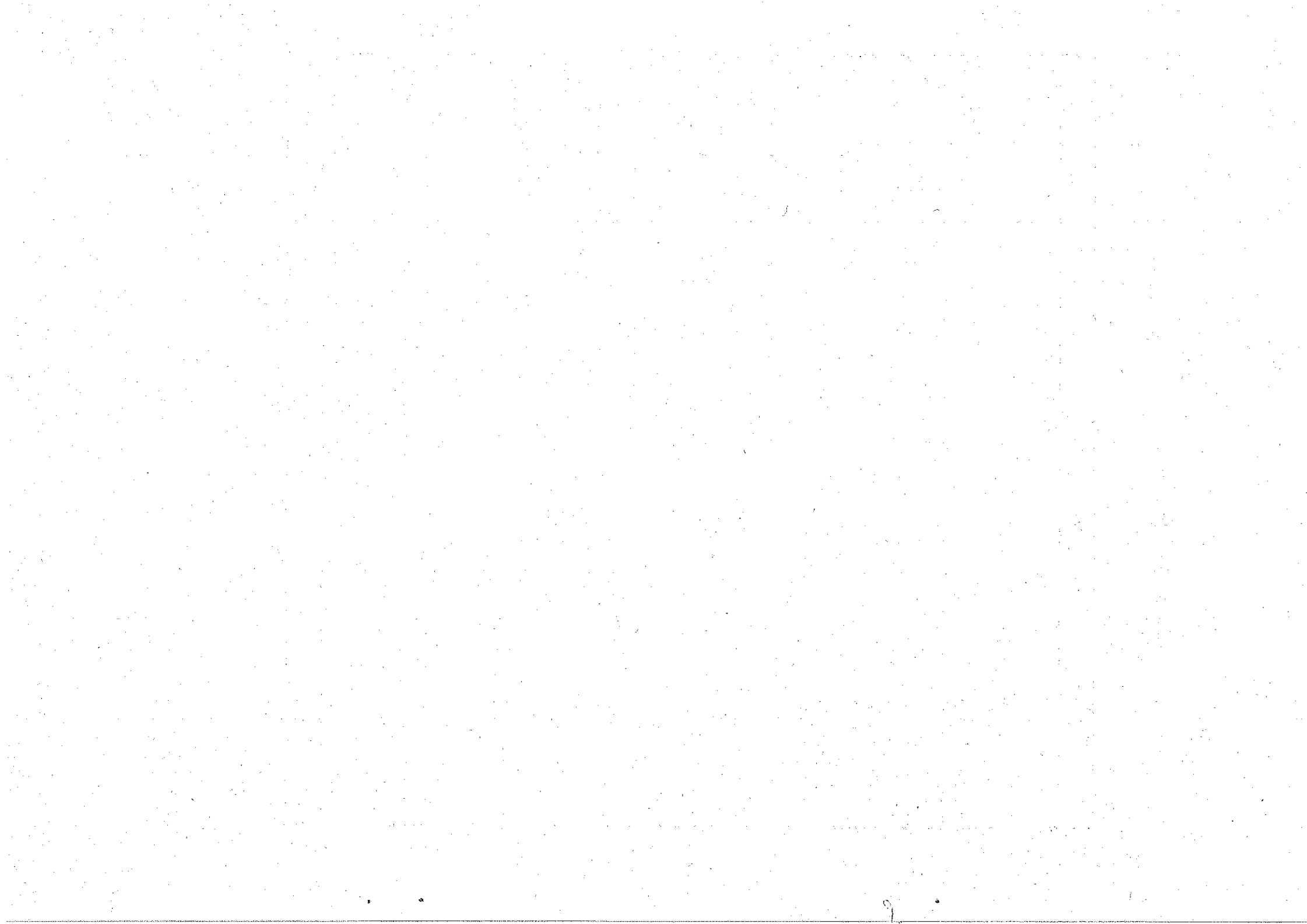
第 4 表 地方債補正

起債の目的	正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
北大阪急行線 延伸整備事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	365,000	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。
	補正前	145,700	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することができる。
街路整備 事業	補正後	441,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成24年度
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第10号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	120,720	0	120,720
10 地 方 交 付 税	1,205,597	0	1,205,597
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	615,419	0	615,419
14 国 庫 支 出 金	5,609,892	727,900	6,337,792
15 府 支 出 金	3,136,916	0	3,136,916
16 財 産 収 入 金	522,539	0	522,539
17 寄 附 金	11,350	0	11,350
18 繰 入 金	898,981	0	898,981
19 繰 越 金	50,881	94,081	144,962
20 諸 収 入 債	1,160,757	0	1,160,757
21 市 債	3,318,280	661,100	3,979,380
歳 入 合 計	40,829,802	1,483,081	42,312,883

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 447,618	千円 0	千円 447,618
2 総務費	5,787,195	0	5,787,195
3 民生費	16,560,983	0	16,560,983
4 衛生費	3,870,280	0	3,870,280
5 労働費	118,987	0	118,987
6 農林水産業費	125,383	0	125,383
7 商工費	231,080	0	231,080
8 土木費	3,457,390	1,483,081	4,940,471
9 消防費	1,169,389	0	1,169,389
10 教育費	5,147,966	0	5,147,966
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,798,318	0	3,798,318
13 諸支出金	45,213	0	45,213
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	40,829,802	1,483,081	42,312,883

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
14 国	庫 支 出 金	5,609,892	721,900	6,337,792
4 国	庫 交 付 金	908,178	727,900	1,636,078
	4 土 木 費 用 庫 交 付 金	310,701	727,900	1,038,601
19 繰	越 金	50,881	94,081	144,962
1 繰	越 金	50,881	94,081	144,962
	1 前 年 度 繰 越 金	50,881	94,081	144,962
21 市	債	3,318,280	661,100	3,979,380
1 市	債	3,318,280	661,100	3,979,380
	4 土 木 債	684,680	661,100	1,345,780

節		説明	
区分	金額 千円		千円
3 都市計画費 交付金	727,900	3 社会資本整備総合交付金 補正後 984,497,000円—補正前	256,597,000円 727,900
1 前年度繰越金	94,081	1 前年度繰越金 補正後 144,962,000円—補正前	50,881,000円 94,081
1 都市計画 事業債	661,100	6 北大阪急行線延伸整備事業債 7 都計道路萱野東西線道路改良事業債	365,000 296,100

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3 歳 出
 (款) 8 土木費
 (項) 4 都市計画費

科 款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
8 土 木 費		3,457,390	1,483,081	4,940,471	国庫支出金 市債 一般財源
					727,900 661,100 94,081
	4 都 市 計 画 費	952,506	1,483,081	2,435,587	国庫支出金 市債 一般財源
					727,900 661,100 94,081
	5 地 域 整 備 推 進 費	452,786	775,680	1,228,466	国庫支出金 市債 一般財源
					366,000 365,000 44,680
	6 街 路 事 業 費	175,148	707,401	882,549	国庫支出金 市債 一般財源
					361,900 296,100 49,401

節		明	
区分	金額	説明	金額
	千円		千円
9 旅費	1,409	53 北大阪急行線延伸整備事業(緊急経済対策) 【北急まちづくり推進課】	775,680
11 需用費	561	9 旅費	1,409
13 委託料	773,710	2 普通旅費	45
		3 特別旅費	1,364
		11 需用費	561
		1 消耗品費	393
		4 印刷製本費	168
		図面焼付	168
		13 委託料	773,710
		1 委託料	773,710
		鉄軌道詳細設計委託	753,750
		新駅周辺まちづくり検討委託他	19,960
13 委託料	36,540	51 都計道路豊野東西線道路改良事業(東部地区)(緊急経済対策) 【道路プロジェクト推進担当】	707,401
15 工事請負費	150,000	13 委託料	36,540
17 公有財産費	468,825	1 委託料	36,540
22 補償補填及び賠償金	52,036	不動産鑑定評価委託	29,904
		用地総合補償技術業務委託	6,636
		15 工事請負費	150,000
		1 工事請負費	150,000
		道路改良工事	150,000
		17 公有財産購入費	468,825
		1 土地購入費	468,825
		道路改良事業用地	468,825
		22 補償補填及び賠償金	52,036
		1 補償金	52,036
		建物等移転補償	52,036

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

繰越明許費説明書

(款) 8 土木費
 (項) 4 都市計画費
 (目) 5 地域整備推進費
 (事業名) 北大阪急行線延伸整備事業 (緊急経済対策)

節	細節	予算額	左のうち		繰越事由
			その性質上繰り越さなければならぬと予想されるもの	補正後	
9 旅費	普通旅費	千円	千円	千円	北大阪急行線延伸整備事業 (緊急経済対策) において、国庫交付金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
		45		45	
	特別旅費	1,364		1,364	
11 需用費	消耗品費	393		393	
	印刷製本費	168		168	
13 委託料	委託料	773,710		773,710	
計		775,680		775,680	

(款) 8 土木費
 (項) 4 都市計画費
 (目) 6 街路事業費
 (事業名) 都計道路萱野東西線道路改良事業 (東部地区) (緊急経済対策)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければならぬと予想されるもの	補正後	
		千円	千円	千円	
13 委 託 料	委 託 料	36,540		36,540	都計道路萱野東西線道路改良事業 (東部地区) (緊急経済対策) において、国庫交付金が措置されて、国庫交付金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工 事 請 負 費	工 事 請 負 費	150,000		150,000	
17 公 有 財 産 費	土 地 購 入 費	468,825		468,825	
22 補 償 補 填 金 及び賠償金	補 償 金	52,036		52,036	
	計	707,401		707,401	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度未までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
都計道路萱野東西線道路改良事業 (東部地区)	補正前			
	補 正	376,493		
	補正後	376,493		

ものについての前年度未までの支出額
 関する調書

当該年度以降 の支出予定額	金額	左の財源内訳			一般財源
		国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成24年度 (2012年度) から 平成26年度 (2014年度)	376,493				376,493
平成24年度 (2012年度) から 平成26年度 (2014年度)	376,493				376,493

地方債の前前年度未及び前年度未における現在高並びに
当該年度未における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正前	前前年度未 現在高	前年度未 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度未 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	13,001,632	12,295,502	(138,400)	1,726,797	12,205,605
	補正			661,100		661,100
	補正後	13,001,632	12,295,502	2,159,600	1,726,797	12,866,705
(2) 道路・街路	補正前	400,958	374,666	164,900	22,487	517,079
	補正			296,100		296,100
	補正後	400,958	374,666	461,000	22,487	813,179
(10) その他	補正前	4,034,241	3,280,341	832,200	664,693	3,447,848
	補正			365,000		365,000
	補正後	4,034,241	3,280,341	1,197,200	664,693	3,812,848
合計	補正前	28,548,891	28,328,073	(138,400)	2,809,491	28,455,482
	補正			661,100		661,100
	補正後	28,548,891	28,328,073	3,459,600	2,809,491	29,116,582

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度未現在高見込額欄は繰越分を含む。